

やまと高等学校学則

令和4年4月1日施行

(令和6年4月12日改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に則り、通信制(広域)の高等学校として、心身ともに健全で知性及び情操の豊かな青少年の育成を目的とする。

(名称及び位置)

第2条 本校は、やまと高等学校と称し、熊本県上益城郡山都町滝上 223 に置く。

(課程及び定員等)

第3条 本校の課程、修業年限及び収容定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	学年相当定数	定数	備考
単位制による通信制課程(広域)	普通科	3 年以上	400 人	1200 人	学級定員 35 人 共学

2 通信教育を行う区域は、熊本県、福岡県、鹿児島県を含む 47 都道府県とする。

3 本校の設置者は、通信教育連携協力施設として、次表のとおり学習等支援施設を設ける。

施設の名称	位置	定員
やまと高等学校学習等支援施設そよ風学舎（以下「そよ風学舎」という。） 熊本校	熊本市	256 人
そよ風学舎福岡校	福岡市	100 人
そよ風学舎鹿児島校	鹿児島市	100 人
そよ風学舎九段校	東京都千代田区	35 人

(入学及び卒業の時期)

第4条 本校は学期の区分ごとに、入学又は卒業を認定する。